

ひとり親家庭のお母さん、お父さん、お子さんの学び直しを応援します！

仙台市ひとり親家庭 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

仙台市では、ひとり親家庭のお母さん、お父さん、お子さんがより良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げるために、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座を受講したときに、講座の受講費用の一部を支給します。

お母さん、お父さん、
お子さんもOK

利用できる方

仙台市にお住まいの20歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭のお母さん、お父さん、20歳未満のお子さんで、次のすべてに該当する方が利用できます。

- ◎ 母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けている方
- ◎ 高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方
- ◎ 過去に学び直し支援事業の給付金を受給していない方
- ◎ 大学入学資格を取得していない方
- ◎ 仙台市の市税を滞納していない方

※生活保護を受給されている方は、別途ご相談ください。

対象となる講座

通信講座も可能！

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座で、市長が適当と認めたものが対象です。

給付金の種類&支給額

通信制の場合と通学または通学と通信併用の場合で支給上限額が異なります。

なお、受講開始時給付金及び受講修了時給付金は、いずれも4千円を超えない場合は支給対象外となります。詳細は次のとおりです。

- ① **受講開始時給付金**・・・対象講座の受講を開始したときに支給します。
- ② **受講修了時給付金**・・・対象講座の受講を修了したときに支給します。
- ③ **合格時給付金**・・・受講修了時給付金を受給した方が、対象講座の受講修了から2年以内に、試験の全科目に合格したときに支給します。

【支給額】

受講方法	【通信制】		【通学】または【通学と通信制併用】	
	受講料	上限額	受講料	上限額
①受講開始時給付金	受講費用の4割相当額	10万円	受講費用の4割相当額	20万円
②受講修了時給付金	受講費用の5割相当額から①を差し引いた額	12万5千円 (①+②の上限)	受講費用の5割相当額から①を差し引いた額	25万円 (①+②の上限)
③合格時給付金	受講費用の1割相当額	15万円 (①+②+③の上限)	受講費用の1割相当額	30万円 (①+②+③の上限)

手続き

① 事前相談・自立支援プログラムの策定

★母子・父子センターでプログラム策定員と面接によるキャリアカウンセリング（最低2回）をし、自立支援プログラムの策定を受けてください。

（要事前予約）

② 対象講座の指定(受講開始日から2週間前)

申請書を記入、必要書類を添付しお住まいの区の区役所・宮城総合支所へ提出してください。

★必ず受講開始前に講座の指定を受けてください。受講開始後は申請できません。

★お子さんが受講する場合にも、お母さん、お父さんが申請者となります。

必要書類

1. 本人確認書類の写し
(運転免許証等顔写真入りもの。顔写真入りものがない場合は資格確認書、児童扶養手当証書、年金手帳等から2点。以降の本人確認書類も同様。)
2. 申請者及びその扶養している児童の戸籍の全部事項証明書
3. 受講講座のパンフレット等
(受講料、受講日程のわかるもの)
4. 世帯全員の住民票の写し ※
※4.は申請時の同意で提出不要
5. 自立支援プログラム策定内容同意書の写し
6. (試験を免除できる科目がある場合) 単位取得証明書等

③ 対象講座の受講



④ 受講開始時給付金

お住まいの区の区役所・宮城総合支所で支給申請の手続きを行ってください。

★受講開始後、30日以内に申請してください。

必要書類

1. 本人確認書類の写し
2. 対象講座の指定通知書
3. 受講施設の長が発行した領収書
4. 申請者及びその扶養している児童の戸籍の全部事項証明書 ※
5. 世帯全員の住民票の写し ※
※4.は講座指定時と変更がない場合は提出不要
※5.は申請時の同意で提出不要

母子・父子センターでの事前相談・お早めの申請をお願いいたします。

⑤ 受講修了時給付金

お住まいの区の区役所・宮城総合支所で支給申請の手続きを行ってください。

★講座修了後、30日以内に申請してください。

必要書類

1. 本人確認書類の写し
2. 対象講座の指定通知書
3. 受講修了証明書
4. 受講施設の長が発行した領収書 ※
5. 申請者及びその扶養している児童の戸籍の全部事項証明書 ※
6. 世帯全員の住民票の写し ※
※4.は「⑤受講開始時給付金」の申請時に提出したものと同一もの
※5.は講座指定時と変更がない場合は提出不要
※6.は申請時の同意で提出不要

⑥ 試験受験 ⇒ 全科目合格!



⑦ 合格時給付金

お住まいの区の区役所・宮城総合支所で支給申請の手続きを行ってください。

★試験合格後、40日以内に申請してください。

必要書類

1. 本人確認書類の写し
2. 対象講座の指定通知書
3. 合格証書の写し(文部科学省発行のもの)
4. 申請者及びその扶養している児童の戸籍の全部事項証明書 ※
5. 世帯全員の住民票の写し ※
※4.は講座指定時と変更がない場合は提出不要
※5.は申請時の同意で提出不要

申請窓口

お問い合わせ、事前相談、申請手続きは、お住まいの区の家健康課・宮城総合支所保健福祉課へ

青葉区役所家健康課 TEL 022-225-7211 (代)

青葉区宮城総合支所保健福祉課 TEL 022-392-2111 (代)

宮城野区役所家健康課 TEL 022-291-2111 (代)

若林区役所家健康課 TEL 022-282-1111 (代)

太白区役所家健康課 TEL 022-247-1111 (代)

泉区役所家健康課 TEL 022-372-3111 (代)

お気軽にご相談ください